

## 計画を着実にすすめる推進体制

「男女平等参画社会」の実現には、市民・団体・事業者・行政の連携・協働によって取り組みを進めていく必要があります。

平成20年4月、住吉会館ルピナス内に、子ども総合支援センター、住吉老人福祉センターとともに男女平等推進センター パリテが開館しました。男女平等参画を進める拠点として、相談・学習・情報・交流機能を充実するとともに、市民が主体的に地域の課題解決に参画できるような、センター機能が求められています。

行政においては、男女平等参画の視点があらゆる施策に求められることや、関係機関の連携なくしては課題解決が難しいことなどから、全庁的な取り組みとなるよう環境づくりをすすめていくことが必要です。

さらに、計画の実効性を高めていくために、地域の実情や市民ニーズに対応できる体制づくりや定期的な計画の評価・見直しを行っていくことが重要です。

性差別のない、男女平等参画社会の実現をめざすためには、市民と行政の協働のもと、あらゆる市民が満足感や達成感、充実感をもって学習や活動を行える拠点がが必要です。

人権尊重の理念を深く社会に根付かせ、男女平等推進センターの充実をすすめます。

施  
策

- ① 女性相談の充実
- ② 学習機会の提供の充実
- ③ 情報機能の充実
- ④ 交流とネットワークの促進の支援

施策	施策の内容	主な取り組み	区分	主たる担当課
女性相談の充実	男女平等の視点にたち、日々の暮らしの中での自分自身のこと、夫や子どもや親のこと、職場や学校での人間関係での悩みや、心・からだやDVの問題などの解決の糸口を相談者とともに見出していく女性相談の充実をすすめます。	女性相談の充実〔①にも掲載〕	↗	生活文化課
		男性相談のあり方の検討〔①にも掲載〕	!	生活文化課
学習機会の提供の充実	講座・講演等学習機会の提供の充実とセンター通信の発行を体系的、計画的に実施し、地域での男女平等参画意識の促進を図ります。	講座・講演会等の開催	→	生活文化課
		センター通信の発行	!	生活文化課
情報機能の充実	男女平等参画の意識啓発と女性の地位向上を進めるため、内外の情報機能（収集・整理・提供）の充実を図ります。また、男女平等情報誌の全戸配布を目指します。	男女平等情報誌の発行	↗	生活文化課
		センターHPの機能の充実	!	生活文化課
		図書資料の充実	!	生活文化課
交流とネットワークの促進の支援	市民・団体・NPOとの交流とネットワークの促進・支援を行い、男女平等の意識を地域に根付かせます。また、センター利用者の意見を反映させ、拠点施設としての機能を充実させます。	市民・団体・NPOとの交流促進	!	生活文化課
		市民・団体・NPOのネットワークづくり	!	生活文化課
		利用者懇談会の開催	!	生活文化課

区分：新規 = ! 継続 = → 拡充 = ↗ 網掛けは重点的な取り組み

計画をより着実に実施していくためには、関係各部課の連携が必須であり、組織横断的な推進体制や担当部署の調整機能の強化が不可欠です。また、推進の拠点となるセンターや計画の推進を法的に裏付ける条例のあり方について検討を行い、行政だけではなく、市民、事業者、市が連携し協働していくことが重要です。

施  
策

- ①横断的推進組織の確立
- ②男女平等参画担当部署の調整機能強化
- ③国・都・NPO等関係機関との連携促進
- ④男女平等推進条例の検討
- ⑤苦情処理機関設置の検討

施策	施策の内容	主な取り組み	区分	主たる担当課
横断的推進組織の確立	全庁あげでの推進を図るため、男女平等参画推進委員会を継続・発展させ、副市長を長とし、各部の部長を構成員とする横断的推進組織で検討していきます。	庁内推進委員会の定期的開催	→	生活文化課
男女平等参画担当部署の調整機能強化	各部署にかかわる男女平等参画施策を推進・調整するため、担当部署の調整機能を一層強化していきます。	調整機能の充実	↗	生活文化課 関係各課
国・都・NPO等関係機関との連携促進	法整備や規制など、一自治体では取り組みが困難な施策については、市区町村や関連機関と連携し、国や都に働きかけをしていきます。	関係機関との交流・連携	→	生活文化課
男女平等推進条例の検討	男女平等参画社会の実現に向けて施策を積極的に展開していくために、そのよりどころとなる条例の検討を行います。	条例設置検討委員会の設置	!	生活文化課
苦情処理機関設置の検討	男女平等参画社会の形成を阻害する人権侵害などの相談に、適切・迅速に対応するための窓口や、第三者機関も視野に入れた苦情処理委員会など、苦情処理機関設置の検討をすすめます。 なお、設置にあたっては、男女平等推進条例に位置付けます。	苦情処理機関設置検討委員会の設置の検討	!	生活文化課

区分：新規 = ! 継続 = → 拡充 = ↗ 網掛けは重点的な取り組み

男女平等参画にかかわる各種の施策をすすめていくにあたっては、市職員一人ひとりが男女平等の意識をもち、実践することが重要です。

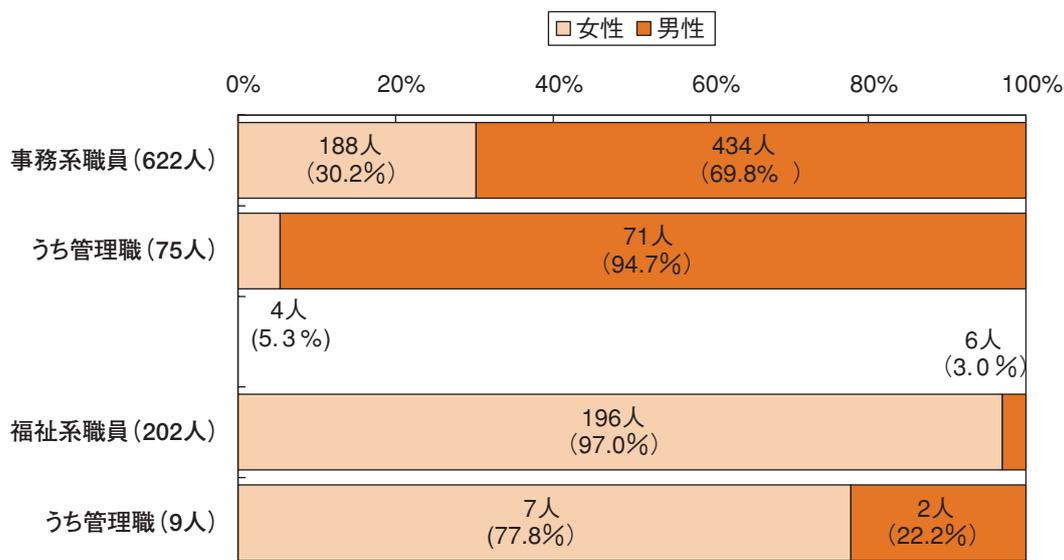
また、市役所は市内の一事業所として、市内企業の模範となるよう取り組む必要があります。職員が十分にその能力を発揮するよう、人材の育成や環境の整備に努めるとともに、職員のワーク・ライフ・バランスの実現に目指し管理的立場への参画を促します。

## 施策

- ①職員の男女平等に関する理解促進
- ②市発行物における男女平等の徹底
- ③管理的立場における女性職員の参画促進および女性職域の拡大

### ■ 1割に満たない事務系女性管理職 —職員全体での男女別構成比を下回る。

市職員における男女構成比と管理職男女割合



西東京市：平成20年4月現在

施策	施策の内容	主な取り組み	区分	主たる担当課
職員の男女平等に関する理解促進	男女平等に関する職員意識・実態調査を行い、実態の把握に努めるとともに、職員の旧姓使用や男女平等に関する職員研修、庁内掲示板等の活用による情報発信などを行い、理解の促進を図ります。	庁内のワーク・ライフ・バランスの推進	!	生活文化課 職員課
		職員の意識実態調査の実施の継続	→	生活文化課
		職員の旧姓使用の実施	!	職員課
		職員研修の定期的実施	→	職員課 生活文化課
		市独自の職員研修開催の検討	!	生活文化課
市発行物における男女平等の徹底	市報や各課で作成する情報誌・ポスター等における表現において、男女平等の視点が徹底されるよう、ガイドラインを作成・配布します。	ガイドラインの早急な作成	!	生活文化課 秘書広報課
管理的立場における女性職員の参画促進および女性職域の拡大	経験や能力の向上をめざした研修を実施し、管理的立場にふさわしい人材の育成と職域の拡大に努めます。 また、意欲をもって女性職員が積極的に管理職試験を受験するよう環境を整えます。	管理職試験の受験に向けた環境整備	→	職員課 生活文化課
		管理的立場における女性職員の積極的登用	→	職員課

区分：新規 = ! 継続 = → 拡充 = ↗ 網掛けは重点的な取り組み

策定した計画が市民ニーズを反映しながら、着実に実行されているかを把握するために、計画で定めた目標に対する進捗状況を評価することが必要です。

また、社会環境の変化に応じた見直しや改善が図られるよう、市民の声を反映させるためのしくみをつくる必要があります。

## 施策

### ①市民参画の恒常的推進組織による計画の進行管理

施策	施策の内容	主な取り組み	区分	主たる担当課
市民参画の恒常的推進組織による計画の進行管理	より積極的な取り組みをすすめるために、恒常的な市民参画の組織である西東京市男女平等参画推進委員会を充実させ、毎年の各事業の進捗状況を評価し、提言を行います。 また、定期的に広くより多くの市民の声を聞く場をもつよう努めます。	男女平等参画推進委員会の開催	→	生活文化課
		担当課事業評価を毎年度実施	→	生活文化課

区分：新規 = ! 継続 = → 拡充 = ↗ 網掛けは重点的な取り組み

## Column ⑥

### 男女平等推進センターパリテ

男女平等推進センターパリテは、専門の女性相談員が対応する相談室、オープンスペース、情報の発信・収集など男女平等参画社会を推進していくための活動拠点として開設されました。

#### ○施設利用時間

午前9時から午後5時まで  
(オープンスペースおよび活動室は、午前9時から午後10時まで)  
日曜、祝日、年末年始(オープンスペースおよび活動室は祝日、年末年始)

#### ○団体登録

男女平等参画社会の実現を目指して活動するグループを支援します。  
団体登録後、活動室および団体連絡箱(ロッカー)のご利用が可能です。

#### ○所在地

〒202-0005  
西東京市住吉町六丁目15番6号(住吉会館ルピナス内)

団体登録など詳しくは市ホームページからご確認いただけます。

★「トップページ」⇒「施設案内」⇒「施設一覧」⇒「その他」⇒「男女平等推進センター」

URL : <http://www.city.nishitokyo.lg.jp/sisetu/itiran/other/dannjyo/index.html>

▽パリテの概観

